岩泉町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映 区分
令和 4 年 8 月 1 日 (月)	一般国道455号は、昨年6月に策定された岩手県新	す。 要望の盛岡市玉山地区の堆雪帯整備については、令和5年度から着手する予定です。 (A)		土木部	A: 1

令和4年	2 一般国道340号の整備促進について	一般国道340号落合~宮古市和井内間は、幅員狭小	沿岸広域振	A: 1 B: 1
8月1日	一般国道340号及び一般県道大川松草線は、本町の	で急カーブや急勾配が連続している区間があることか	興局	C: 2
(月)	産業経済及び住民生活において非常に重要な路線であ	ら、整備が必要と認識しています。		
	り、広域における救急搬送及び防災面においても大き	このため、岩泉側の浅内地区約1.4kmについては、		
	な役割を担っております。	令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和4年		
		度は、現地測量及び地形図作成等を進めてきたところ		
	とおり要望します。	です。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備		
		推進に努めていきます。(A)		
	1 岩泉側の未改良区間9㎞のうち、事業化された浅			
	内地域の約1.4kmについて、早期に工事着手するこ	② なお、事業化されていない約7.6kmについて		
	٤.	は、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や		
		公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断し		
	7.6kmについても、早期に事業化すること。	ていきます。(C)		
	3 道路改良が完了するまでの間は、各所への待避所	/ 0		
	整備と舗装の全面修繕を早急に実施すること。	③ 待避所の整備については、緊急性や必要性、公		
	正備と開発が上面が悟と「恋に大地」ること。	共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断して		
		いきます。(C)		
		(() (()		
		④ 舗装の修繕については、路面状況の調査結果等		
		を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高		
		い箇所を優先して工事を実施していきます。		
		今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等		
		を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。		
		(B)		

2 唐地公民館から櫃取までの区間は、車両のすれ違いが容易となる道幅に改良するほか、道路改良が完了するまでは、各所への待避所整備と舗装の全面修繕を早期に実施すること。 3 学校統合により、片道1時間以上の通学時間を要し、児童生徒の負担が大きいことから、スクールバスの安全な運行に支障が生じないよう早急に拡幅改良整備を行うこと。	〜大広」工区については、計画延長1,300mの内約750mの道路改良工事が完了したところです。令和4年度は、残りの区間の用地取得及び道路改良工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) ①② その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます(C) ③ 待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) ④ 舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高	興局	丁ンレロり	A: 1 B: 1 C: 2
	④ 舗装の修繕については、路面状況の調査結果等			

4 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について 1 各所(①県道普代小屋瀬線、②県道安家玉川線)にある河川と高低差が少ない道路の嵩上げを行うこと。 2 未改良部分を整備すること。特に普代小屋瀬線の③松ケ沢から燃壁付近、④安家小学校から川口付近、⑤安家玉川線の年々口橋から茂井付近の区間は車両のすれ違いが容易となるよう早期に着手すること。	ついては、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画として整備を進め、令和4年度に完成しました。 (A)	土木部	A: 2 C: 4
整備促進について 1 主要地方道宮古岩泉線は、町役場有芸支所付近か		土木部	C: 2

8月1日(月)	いただいておりますが、本河川改修工事は、令和6年度まで延長される予定であることから、引き続きこれに対応するため、次のとおり要望します。 1 令和5年度には、土木技術職員1名、事務職員1名、計2名の職員が不足することから、引き続き職員派遣をお願いしたいこと。	県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各 県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、 応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組 んできたところです。 県としては、復旧・復興を着実に進めていくた め、被災市町村の要望に応じ、他自治体とも連携しな がら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続 的に取り組んでいきます。(B)	興局		B : 1
令和4年 8月1日 (月)	本町の土砂災害警戒区域等は946箇所ありますが、 そのうち対策がなされている箇所は43箇所となっております。 つきましては、住民生活の安全確保のため、次のとおり要望します。	県では、土砂災害から県民の生命・身体を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト対策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしている場所をがら出たっては、高齢者、障がは者など特に防災上の配慮を要するが利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所、等の整備を優先するなど県全体の整備状況を考慮しながら進めています。なお、岩泉町内の平成28年台風第10号、令和元年台風第19号対応としては、人家等への被害が大きます。なお、岩泉町内の平成28年台風第10号、令和元年台風第19号対応としては、人家等への被害が大きます。19号対応としては、人家等への被害が大きなが、令和元年台風第19号対応としては、人家等への被害が大きなどり、会和元年台風第19号対応としては、人家等への被害が大きなどのでは、人家等の対策を進しています。(A)	興局	土木部	A: 1

8月1日	抜本的な対策が実施されていない状況にあります。 つきましては、小本地区の浸水被害防止の観点から、次のとおり要望します。	小本川河口部は、近年土砂の堆積が進行しており、 県としても対策の必要性を認識しているところです。 河口部の閉塞対策については、平常時の流路の安定 を図るための対策を検討し、令和4年12月に対策工事 に着手したところです。(A) また、河口部の堆積土砂について、河川激甚災害対 策特別緊急事業等を導入し、河道掘削を実施すること としており、令和3年度に小本川水門下流の一部区間 に着手したところです。引き続き河口部の閉塞対策工 事と併せて河道掘削を実施することとしています。 (A)	興局	土木部	A: 2
令和4年 8月1日 (月)	ており、水門の開閉には、消防団員が水門本体の機械室で作業を行う必要があることから非常に危険な状況であり、早急な修繕及び機械設備の全更新が必要です。 つきましては、近い将来予測される日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震等の津波から人命を守り、住民が安心して暮らせるよう、次のとおり要望します。 1 小本漁港水門の修繕及び更新に係る十分な予算を確保するよう、国に対して要望すること。 2 小本漁港水門・陸閘の全国瞬時警報システム(J	に従事していた消防団員が多数犠牲となったことか ら、津波警報等発令時における水門等操作員の安全確 保を図るため、水門・陸閘等の自動化、遠隔操作化を	興局	水産部	B: 2

(月)

令和4年 10 済生会岩泉病院の医師確保の継続と、薬剤師、看 8月1日 護師の確保について

> 病院」として、必要不可欠な町内唯一の中核病院である医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した り、入院・外来患者のほか、町内6地域での診療所開医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置 設により地域医療を担っております。

か、薬剤師、看護師不足により、入院患者の受入れ、 訪問診療の実施、診療所の開設等に支障を来たしてい る状況にあります。

つきましては、地域の安定した医療体制構築のた め、次のとおり要望します。

- 1 常勤医師3人体制とするため、当該病院に対し、 |県から医師を派遣すること。
- 2 薬剤師及び看護師の人材確保対策を引き続き支援 町村から多数寄せられる配置に関する要望全てに対し すること。

【医師確保】

県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を 興局 公的病院である済生会岩泉病院は「へき地医療拠点|策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金 しており、奨学金養成医師については、今年度は県内 しかし、本年度から常勤医師が減り2名となったほすべての二次保健医療圏の基幹病院等に計122名の 養成医師を配置したところです。

> また、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和 元年度に臨床研修を開始した養成医師から沿岸・県北 地域での勤務を必須化し、取組の強化を図っていま

> 済生会岩泉病院については、これまで病院からの要 望に基づき、自治医科大学卒業医師を派遣してきたと ころですが、県内の医師不足は深刻で、毎年、県内市 ては答えられない状況にあり、令和4年度は岩泉病院 に大学等からの診療応援で体制を維持していただくよ う協力をお願いし、派遣を見送らせていただいたとこ ろです。

> 引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療 の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しなが ら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努め ていきます。(B)

沿岸広域振 保健福祉環 B:2 境部

【薬剤師】 薬剤師については、全国的には、需要を上回る供給 があり、今後もその傾向が続くものと見込まれており ますが、地域差や勤務業態による偏在も大きいことが 指摘されています。 具では こうした状況を踏まる 現在薬剤師が不足

県では、こうした状況を踏まえ、現在薬剤師が不足する医療機関に対しては、医療法に基づく立ち入り検査などを通じて、確保に向けた取組を促しているところであり、引き続き、県内医療機関において必要な薬剤師が確保されるよう努めていきます。(B)

【看護師】

看護師の確保については、「いわて看護職員確保定 着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付制度、就職進学説明会やナースセンターによる再就 業支援などの事業に取り組んでいます。

特に沿岸部については、修学資金貸付制度に被災者枠を設けるとともに沿岸地域唯一の看護師養成所である県立宮古高等看護学院の入学定員を8名増員し32名とするなど、沿岸地域での確保対策に重点的に取り組んできたほか、ナースセンターとハローワークとの連携による復職支援などにより、令和4年4月時点で、県内看護師等養成所の卒業生は40人(うち2人が済生会岩泉病院に入職)、ナースセンター等のマッチングにより15人が沿岸部に勤務しています。

引き続き、県内医療機関において必要な看護人材が 養成・確保されるよう努めていきます。(B)

令和4年		サクラマスは、近年の海洋環境の変化の中にあって		水産部	B:1
8月1日	■ 平成9年11月4日付け「安家川のウライ施設に関す	も、漁獲量が比較的安定していること、他の魚種の漁	興局		1
(月)	る確認事項」第2において、毎年2月から5月までの	獲量が少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁			l
	サクラマス捕獲数が100尾を超えた場合には、下安家	業資源であること及び遊漁対象種として人気が高いこ			ı
		とから、県では重点施策としてサクラマスの資源造成			ı
	のうえ、上流に再放流するとされておりますので、次				l
	のとおり要望します。	サクラマスの資源造成において県では、自然産卵の			l
		状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放			ı
		流を行うことが重要と認識しており、そ上系親魚が確			l
	こと。	実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川			ı
		で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これを親にし			ı
		て池で継代された稚魚を県内の河川に放流していま			l
		す。			l
		9 。 資源造成に必要なサクラマスの親魚については、自			ı
		黄原垣成に必要なりグラマへの税点については、日 然産卵の実態や春・秋そ上親魚のバランスを踏まえ			ı
					l
		て、適正な必要数の把握に努めているところであり、			l
		平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等による確認事			l
		項に基づき、現在においても、ウライ施設で100尾の			ı
		捕獲数を超えた場合は上流への再放流が行われてお			l
		り、当時の確認事項が遵守されています。			ı
		安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関し			ı
		ては、同河川を利用する安家川漁協と下安家漁協の相			1
		互理解が最も重要であることから、県では今後も確認			l
		事項の履行と関係者の理解と協力が進むよう支援して			1
		いきます。 (B)			

令和4年 12 ツキノワグマの捕獲について ―ツキノワグマなどの野生鳥獣の生熊は未だ分から|沿岸広域振|保健福祉環|B:2 8月1日 本町では、ツキノワグマの目撃及び被害件数は、こないことが多く、県では定期的に生息状況の把握等の興局 境部 の数年、民家や学校付近で増加しており、人命への危にめモニタリングを実施していますが、実生息頭数の (月) | 害が発生するなど、非常に心配される状況となってい | 把握は困難ですので、ご理解願います。 「第5次ツキノワグマ管理計画」では、個体数推定 ます。 - つきましては、ツキノワグマの捕獲について、次の|結果や人身・農業被害の状況を踏まえ、初めて個体数 を低減させる方針を明記したところであり、この方針 とおり要望します。 を踏まえた捕獲上限数の見直しや狩猟期間の延長など 1 山間部から里山までを網羅した調査を実施し、実を行ったところです。 生息頭数を把握するとともに、適正な捕獲頭数の割当 市町村に対しては、捕獲実態に応じて、捕獲上限数 を行うこと。 をあらかじめ配分しており、今後も、モニタリング調 2 人命への危害のおそれがある場合は、迅速な対処をの結果を踏まえたツキノワグマの適正な管理に取り ができるよう、ツキノワグマの有害駆除全般につい 組んでいきます。(B) て、希望する市町村に捕獲許可権限を移譲すること。 2 国のガイドラインでは、ツキノワグマによる人身 被害や農林業被害の軽減と合わせて、地域個体群の保 全も求められており、県全体で個体数を管理していく 必要があることから、現状では捕獲許可権限は委譲し ておりません。 他方、県では、ツキノワグマ管理計画を策定し、日 常生活の範囲内で人の生命又は身体に対してツキノワ グマによる危害が発生した場合等における捕獲許可の 権限は市町村に委譲しているところです。 また、捕獲の特例許可については、市町村における 円滑な対応に資するため、令和4年度から許可期間を 30日間から90日間に延長したところです。 今後も個体群を維持しながら被害を抑制できるよ

(B)

う、市町村の実情を踏まえた運用に努めていきます。

令和4年 8月1日 (月)	ニホンジカの食害が年々拡大する中で、本町では有害捕獲実施隊員を委嘱し有害捕獲を実施しているところですが、捕獲頭数は年々急増しておりますので、次のとおり要望します。 1 市町村が取り組むニホンジカの有害捕獲に対して十分な財源を確保するよう、国に働きかけること。	野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、更に集落に寄せ付けない対策(地域ぐるみ活動)を実施していくことが重要です。このため、県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」(国庫)を活用し、有害捕獲、電気さくの設置や地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しています。 1 有害捕獲に関する財源確保について、昨年度に引き続き、令和4年6月、国に対する「提言・確保と早期配分」を要望したところです。(B) 2 輔助上限単価について、捕獲に要する実費用に見合う単価に引き上げるよう併せて要望したところがす。(B)	農林部	B: 2
令和 4 年 8 月 1 日 (月)	て 近年、急速に沿岸部を北上するナラ枯れ被害は、本 町においても被害が拡大しており、令和2年度の処理 量約89立方メートルから、3年度は、立木くん蒸処理 を除き、約506立方メートルと急増しております。 今年度は、本町への経費配分に格段のご高配をいた だいたところですが、ナラ枯れ被害の拡大は続いてお りますので、次のとおり要望します。 1 今後においても、ナラ枯れ対策に必要な経費につ	既存の「ナラ林健全化」の補助単価を拡充し、さらに令和4年度からは面積要件を緩和することにより、ナラ枯れに強い森林づくりを促進し、被害防除の取組を強化しています。(B) また、令和4年6月に、森林病害虫等駆除事業予算の十分な措置や被害予防を目的とした伐採・利用を促進する制度の創設について、国へ要望を行ったところ	農林部	B: 2

令和4年		獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、		農林部	B:1
8月1日	本町の畜産農家を診療していた共済組合獣医師が、	県では、令和3年3月に策定した「獣医療を提供する」	興局		
(月)	令和2年12月をもって退職し、現在は開業医による診	体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域			
	療に頼っている状況ですが、緊急時及び夜間、土日の	の獣医療提供体制の確保に向けた、関係機関・団体に			
	対応については畜産農家が大きな不安を抱えている現	よる検討の場を設定しています。			
	状にあります。	本地域においては、農業共済組合宮古家畜診療所岩			
	つきましては、地域の畜産を守り維持するため、次	泉出張所の休止を受け、令和3年1月以降、地域の家			
	のとおり要望します。	畜診療体制を確保するため、町村、JA、共済組合、			
		県による地域検討会を開催し、地域獣医療体制の現状			
	1 引き続き、県が中心となり、獣医師確保に向けた	や宮古家畜診療所岩泉出張所の休止に伴う農家への影			
		響等について情報共有するとともに、生産構造分析に			
	獣医師医療体制確立に向けた対策を実施すること。	よる家畜診療の需要予測や家畜診療施設の経営シミュ			
		レーション等に取り組んできました。			
		令和4年度の地域検討会では、令和5年2月までに			
		本地域の獣医療提供体制の方針を決定することについ			
		て、町村からも合意を得た上で検討を進めてきたとこ			
		ろであり、引き続き、地域検討会を継続し、本地域の			
		獣医療提供体制の確保に対する支援を行っていきま			
		す。 (B)			
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			

令和4年	16 サケ資源の持続化に向けた取組みについて	┃ 稚魚放流後の減耗は、春期沿岸の高水温化などサケ┃	沿岸広域振	水産部	A: 1 B: 1
8月1日	サケは本町における漁業の主要な収入源であります	稚魚の生育環境の悪化や北上回遊に適した期間が以前	興局		D . 1
(月)	が、海洋環境の変化等の要因により近年記録的な不漁	より短くなっていることが要因の一つと考えられてい			
	が続き、漁獲高の減少に歯止めがかからない状況にあ				
	ります。	このため、県では、サケ稚魚の生産に必要な種卵の			
		確保に向け、定置網で漁獲されたサケの活用や県外か			
		らの確保に努めるほか、生残率が高いとされる大型で			
	ります。	強靭な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取組んで			
	2 - 7 9	きたところです。計画どおりの種卵を確保していくた			
	のため、次のとおり要望します。	め、定置網で漁獲されたサケの活用はもとより、県外			
	かんめ、伏めとわり安全しより。				
	1 毎回かり及び回見索点しのとよの取りなどかりと	からの確保に向け、国に対し、引き続き全国的な調整			
		を要望するとともに、これまで以上に、他県への積極			
		的な働きかけを行っています。			
	2 ふ化場の生産機能の強化に関する取組みを支援す				
	ること。	め、改良した餌等を、本格的に導入することとしてお			
		り、こうした取組により、サケ資源の早期回復に向			
		け、漁業関係団体と連携しながら、全力を挙げて取り			
		組んでいきます。(A)			
		次に、ふ化場の生産機能の強化については、近年の			
		サケの回帰状況及び漁協の経営状況を踏まえた生産体			
		制を構築するために、漁協、市町村などで組織する			
		(一社)岩手県さけます増殖協会が、令和4年6月にふ			
		化場の再編に向けた計画を策定しており、県として			
		も、同計画の実行に向けて漁業関係団体等と連携して			
		取り組んでいきます。			
		また、ふ化場の有効活用については、国の補助金に			
		より整備した施設であり、計画の変更手続きが必要な			
		ことから、取組の内容や期間などの変更内容を確認し			
		たうえで国との協議を進めていきます。(B)			
		ルノん〜 四cッ/			

令和4年 17 広域バス路線支援の要件緩和について 1 県では、6月16日に行った令和5年度政府予算提 沿岸広域振 経営企画部 A:B:2 に対バス路線は、高度医療を必要とする地域住民の 言・要望等において、国庫補助の補助要件等の緩和 町外への通院など、生活に欠くことのできない交通手 段であるとともに、地域間交流の促進を図る上で重要 続について要望しているところであり、今後も引き続 な役割を果たしております。 (B)
つきましては、広域パス路線の維持確保のため、次のとおり要望します。 1 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、実績輸送量要件の下限の撤廃及び平均乗車密度5人未満の場合に補助額を減額するみなし運行回数カットの適用除外の特例措置2項目の継続を国に対して働きかけること。 2 県の補助事業である広域生活路線維持事業について、引き続き、被災地特例の激変緩和措置及び新型コロナウイルス感染症に伴う平均、東・密度要件の緩和を継続すること。 3 県の補助事業である補助路線代替交通確保維持事業について、中均乗車密度の要件緩和を継続すること。 3 県の補助事業である補助路線代替交通確保維持事業について、令和4年度以降も事業を延長すること。 4 補助路線代替交通確保維持事業について、令和4年度以降も事業を延長すること。 5 補助路線代替交通確保維持事業については、令和2年度に国庫補助における被災地特例の廃止により、代替交通を担うことになる市町村負担の増大が見込まれたことから、令和4年度までの事業として創設したものです。なお、令和5年度は、新たに、県民の広域的な移動を支える一定の要件を満たす代替交通を市町村が確保する場合に、費用の一部を支援する人口減少対策路線確保事業を創設しました。引き続き、地域内公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通構築検討会すを活用し、特殊可能な公共交通構築検討会すを活用し、特殊可能な公共交通構築検討会すを活用し、特殊可能な公共交通構築検討会すを活用し、特別を記述を対していきます。(B)

8月1日 て (月)

令和4年 18 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策につい【商工労働観光部】

|格高騰のあおりを受け、事業者は、事業収入の減少と||金の複数回給付による事業者支援の拡充、これに併せ 感染対策経費や光熱費の増加が恒常化し、事業縮小や┃て、地域創生臨時交付金の繰越など地域の実情等を踏 廃業等が懸念されています。

つきましては、地域の雇用と経済活動を支えるた め、次のとおり要望します。

- 1 地方創生臨時交付金の継続及び増額など、経済対を発行し、感染対策に取り組む飲食店を応援する「い |策を継続するための強力な財政支援を国に対して働き |わての食応援プロジェク2022 | を、国の地方創生臨時 かけること。
- 2 社会活動の活性化促進のため、県の講じる「いわしました。 ての食応援プロジェクト」を継続すること。

1 県では、地域の雇用と経営経済活動を支え、経済 興局 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や原油価対策を継続するため、事業復活支援金や家賃支援給付 まえた支援策の継続について、国に対し要請していま す。(B)

> 2 県では、「いわて飲食店安心認証制度」の認証を 受けた参加飲食店で利用できるプレミアム付き食事券 交付金を財源として、令和4年5月から12月まで実施

> 一方、飲食店の売上の落ち込みの長期化は深刻であ ることから、国に対し、感染状況に応じて国のGoT ο E a t など、外食産業の回復に向けた支援の継続を 要望しています。(B)

> 食応援プロジェクトは令和4年度限りで終了します が、令和5年度においては、民間事業者、商工団体、 組合等が行う飲食店や商店街の利用を促進する事業へ の補助に係る予算額を拡充し、売上の回復を支援する こととしています。

【ふるさと振興部】

1 県では、地域の雇用と経済活動を支え、経済対策 を継続するため、必要な額の新型コロナウイルス感染 症対応地方創生臨時交付金の確保とともに、財政基盤 の弱い自治体に対する重点的な配分及び令和5年度以 降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用につ いて、令和4年6月、国に対して要望しているところ です。(B)

|沿岸広域振||経営企画部||B:3

8月1日 (月)	人口減少や高齢化等に伴う社会構造の変化により、 今後、更に多岐に渡って、行政需要が増大することが 考えられることから、次のとおり要望します。 1 県において、小規模な町村の人材確保に対する支 援策を引き続き講じること。	県ではこうした状況の中、これまで任期付職員を採用し、被災市町村に派遣する取組などにより、市町村の人員確保に対する支援を行ってきたところです。 また、県では、人材育成等を支援する観点から、県と市町村の職員の相互交流等による市町村への県職員	興局	経営企画部	B:1
令和4年 8月1日 (月)	小本港は、復興資材の移出入拠点として災害復旧事業と地域の復興事業に寄与してきましたが、三陸沿岸道路の開通により、大規模出入荷の新たな拠点として期待が寄せられております。 つきましては、産業振興と地域活性化を推進するため、次のとおり要望します。 1 大型船が着岸できる-7.5m埠頭を早期に整備する	2 小本港については、水深5.5m岸壁を利用する船舶に対応した水深や航路幅が確保されており、一定の安全性が確保されている状況です。 要望の内容については、水深7.5m岸壁の整備段階で検討が必要な事項であることから、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討していきます。(C)	興局	土木部	C: 2

8月1日 地域の活性化には若者の雇用と定住化が必要でありますが、近年、地方移住と若者の地元への就職志向は高まりを見せており、若年労働者の地元定着やUIターン者を誘導するための取り組みは一層必要性を増すと考えられます。 つきましては、地域の雇用対策推進のため、次のとおり要望します。 1 若者の身近な相談窓口である「ジョブカフェみやこ」について、就業支援員3名による現行の体制を堅持すること。	を行ってきたものであり、将来的に市町村がより強い関わりを持っていくこととしつつ、当面は、県が主体となった運営を行うこととしていたところです。 人口減少が進む中、若者や女性の就業支援は人口減少対策として極めて重要と認識しており、令和5年度以降は、各地域において、地域の実情に応じた若者や女性の地元定着支援を展開いただきたいと考えております。	経営企画部	D:1
持すること。 2 宮古地域雇用対策協議会と連携し、地域の産業構造やニーズに応じた相談業務、マッチング及び定着等	ます。 県は、令和5年度以降、広域振興局・地域振興センターに配置した就業支援員等が地域で雇用・労働関係		
	の相談対応を行うとともに、ジョブカフェいわてにおいてオンラインも活用した相談対応を行うこととしていますので、御理解・御協力をお願いします。(D)		